

厚生労働大臣の定める揭示事項

令和8年6月1日 現在

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療をおこなっている保険医療機関です。

【診療科目】

内科、外科、消化器内科、肛門外科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科

【入院病床数】

42床（療養病棟 42床）

【入院基本料に関する事項】

＜療養病棟＞

当病棟では、1日に9.7人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と6.3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

・日勤帯（9:00～17:00）では、看護職員1人当たりの受け持ち数は8人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は10人以内です。

・夜勤帯（17:00～9:00）では、看護職員1人当たりの受け持ち数は21人以内です。

看護補助者1人当たりの受け持ち数は42人以内です。

【入院診療計画書、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制及び意思決定支援について】

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して患者様に関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理及び意思決定支援の基準を満たしております。

【入院時食事療養費・入院時生活療養費について】

入院時食事療養（I）・入院時生活療養（I）の基準に係る届出を行っております。

当院は、入院時食事療養に関する特別管理による食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供しております。

＜提供時間＞

朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00

【四国厚生支局への届出事項】

<病院施設基準届出一覧表>

基本診療料	特掲診療料
<ul style="list-style-type: none">■療養病棟入院基本料（入院料1）■地域包括ケア入院管理料1■感染対策向上加算3■療養病棟療養環境改善加算（1）■データ提出加算1及び3■診療録管理体制加算2■認知症ケア加算2■入退院支援加算2■電子的診療情報連携体制整備加算2【入院】■電子的診療情報連携体制整備加算3【外来】■口腔管理連携加算	<ul style="list-style-type: none">■検体検査管理加算（1）■運動器リハビリテーション料（1）■呼吸器リハビリテーション料（1）■脳血管疾患等リハビリテーション料（2）■がん治療連携指導料■CT撮影及びMRI撮影■外来・在宅ベースアップ評価料（1）の注5■入院ベースアップ評価料（102）■在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
食事	
・入院時食事療養費（1）及び入院時生活療養費（1）	

【一般名処方について】

薬剤の一般的名称を記載する処方箋を交付する場合には、医薬品の供給状況等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者さまに十分に説明いたします。一般名処方、保険薬局において銘柄によらず調剤できることで対応の柔軟性を増し、患者さまに安定的に薬物治療を提供することができます。

【院内禁煙について】

当院では、受動喫煙による健康への影響を踏まえ『敷地内禁煙』となっています。

【療養病棟療養環境改善加算（1）について】

病室は4床以下で、病室の面積は患者様1人につき6.4㎡の広さを有し、食堂・談話室・機能訓練室を設置しております。

【電子的診療情報連携体制整備加算について】

当院では、電子的診療情報連携体制整備加算に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しております。

1. 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っております。
2. 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を、患者様に無料で交付しております。
3. 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認、いわゆるオンライン資格確認を行う体制を整備しております。
4. オンライン資格確認等により取得した診療情報・薬剤情報・特定健診情報その他必要な情報を活用して、診療を行っております。
5. 医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう、マイナ保険証の利用促進等に取り組んでおります。
6. 本掲示内容は、院内の見やすい場所に掲示するとともに、当院ホームページにも掲載しております。

【明細書の発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成28年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

【長期処方・リフィル処方せんについて】

当院では患者様の状態に応じ、医師の判断のもと、下記のいずれの対応も可能です。

- ・28日以上長期処方を行うこと
- ・リフィル処方せんを発行すること

【院内感染対策に関する取組事項】

令和6年5月1日

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

安全な医療の提供のために、病院全体として感染対策に取り組み、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策組織に関する事項

感染対策に関する意思決定機関として、「院内感染防止対策委員会」を設置し、毎月1回会議を行い検討しています。また、「院内感染防止対策チーム（ICT）」を委員会内に設置し、院内ラウンドを実施し、必要時には臨時会議を開催し現場における感染問題に迅速に対応しています。

3. 院内感染対策のための職員研修に関する事項

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員対象とした研修会を年2回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する事項

法令で定められた感染症届出の他、院内における耐性菌等の分離状況を集計し、院内感染対策委員会での検討、現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する事項

感染症患者が発生または疑われる場合は、ICTが速やかに現状を確認し、状況を病院管理者に報告すると共に感染拡大防止策を講じます。また必要に応じ、地域の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行が見られる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義や手洗い、マスクの着用などについて理解と協力をお願いします。

7. その他院内感染対策の推進のために必要な基本方針

院内感染防止対策の推進のため「院内感染防止対策マニュアル」を作成し、全職員への周知徹底を図るとともに、医療情報の変化に合わせてマニュアルの見直し、改訂をします。

院内感染対策委員会